



2.13 【2024 春闘期】市町村課交渉の速報配信について

県本部、基本7項目について要求 太田市独自課題も投げかけ見解伺う

自治労群馬県本部（以下、県本部）は2月13日（火）、「群馬県庁昭和庁舎3階33会議室」において市町村課交渉を行った。県本部からは、青木中央執行委員長をはじめ7名が出席、市町村課からは田村課長他6名が出席した。

飯島書記長から要求項目の説明を行い、市町村課から要求に対する見解が示された。その後、県本部からは、県内の実態を踏まえた意見・要望を伝え、意見交換を行った。市町村課は、全体を通じて「労使協議や労使交渉によって、相互理

解を得ることが重要」との見解を示した。（以上、『速報じちろう群馬』No.187より全文引用）

県本部は「賃金・労働条件決定」「人事評価制度」「人事管理」「定年引き上げ」「会計年度任用職員の処遇改善」「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」「災害復旧支援の職員派遣」の7項目について要求を実施した。太田市職労からは中央執行委員として山本特別執行委員が出席し、この7項目のほか太田市が抱える独自課題についても質問を行った。

県市町村課「市町村に助言を行う」、中途採用者の昇格基準を巡って

特に太田市職労でも関心の高い中途採用者の処遇について、県市町村課は、「中途採用者の給料については、国家公務員の取扱いなどを踏まえ、民間企業等における経験を十分に考慮して決定するよう助言している。なお、すでに採用された民間経験を有する職員についてもその処遇が適切でない場合には速やかに見直しを行うよう助言する。」と回答した。中途採用者の入職当初の給与設定については、太田市は現状、中途採用ながら土木事務・建築事務などの一般枠で採用された職員について、給与表1級からの開始が行われている。

これについて市町村課は「（民間経験者の当初設定は）最初から2級から開始することも差し支えない」との見解を示した。

昇格についても賃金と同様の対処を行うべきであるとし、「国が新たに示したとおり民間経験者の格付けについては従前よりも柔軟に対応することが可能となった。市町村課としても柔軟に対応するように助言する。」と回答し、必要な対応を行う方針を示した。

2.14 2024 春闘第1次単組オルグについて

2月14日（水）、組合カフェルームにて自治労群馬県本部（以下、県本部）開催による「2024 春季闘争 第1次単組オルグ」が実施された。太田市職労からは小林委員長ほか3名が出席し、県本部からは飯島書記長、樺澤書記が出席した。本オルグは今春に控える2024 春闘を前に、県本部が県内各単組を周り、春闘の取り組み及び当面する諸課題等について意思統一をはかることを目的に行われるもの。

当日は県本部より2024 春闘について、民間労組の情勢に触れ、民間では既に賃上げの方向性が労使双方で確認が行われているとしつつも楽観視はできない姿勢を強調した。また、春闘に向けて県本部の重要課題や基本的な考え方の共有が行われ、「生活するための賃金改善」「働くための環境改善」を取り組み課題として掲げた。その具体的事項として中途採用

者の処遇改善のほか、公共サービスの維持のための人員確保、ハラスメント撲滅に向けて取組むことを示した。

さらに県本部より能登半島地震の対応に係る被災地派遣に関する状況確認と情報共有が行われた。県内単組を周る本オルグを通して確認されたこととして、単組によって派遣に伴う移動日の取り扱い等の運用について、まばらな対応がされている実態が明らかとなったことに触れつつ、太田市の現状について情報共有し、今後の対応方針の確認を行った。

その他、今後の日程等についての確認や単組の課題について情報が行われたほか、県本部が主催する各種行事に係る動員体制や各種会議の進め方について県本部に意見を言い、オルグを総括した。



▲市町村課交渉で要求書を提出する青木中央執行委員長（右）



▲2024 春闘第一次オルグの様子

【再掲】時間外勤務の開始時間について

今年の1月に実施した「2024 春闘事前アンケート」に寄せられた自由意見の中で複数寄せられたものに「時間外勤務(=残業)の開始時間に関する運用基準が職場や管理職によって統一されていない」があった。本運用については本機関

誌でも幾度か呼びかけや取扱いの紹介を行っているが未だ浸透していないように見受けられる。このことから、時間外勤務の開始時間の運用について今一度触れる。

「時間外勤務開始時間」の見解、人事課「17時15分から申請して差し支えない」

結論から先に述べる。2017年2月14日の春闘要求書において時間外勤務については17時30分からではなく、17時

15分から申請をしてよいことを確認している。ここで改めて2017年3月13日の春闘要求書回答を確認する。

(人事課)

【業務が継続する場合は、17時15分からの時間外勤務時間として差し支えないが、13時から休憩時間を取らず業務が継続されていることを考慮すると15分程度の休憩時間が必要であると考える。】

となっている。つまり、時間外勤務を行う場合において、休憩取得を推奨しているが、17時15分からの申請を不可としているわけではない。また、回答のように15分休憩をとれる環境下の時間外勤務であれば、17時30分からの申請でも良いかもしれないが、会議や窓口対応等、止むなく定時を超えて時間勤務をしたのであれば17時15分からの申請が就労実態を適切に反映した労務管理のはずである。しかしながら、

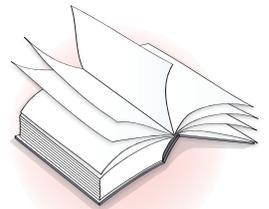
依然として17時30分からの申請をする慣例が踏襲されており、管理職の意識も17時30分から開始となっている職場が未だ多い。

今後、本件の是正に向けて太田市職労も当局側へ解消を投げかける予定だ。また、組合員においては17時15分以降も継続して勤務をした場合には15分からの申請をすることを促したい。

お知らせ

太田市職労機関誌特別号の発行について

～6年ぶりの刊行！誌名も新たな「特別号」をお届けします～



みなさんこんにちは。(仮称)松風特別号編集委員です。かねてより作成を進めておりました太田市職労機関誌特別号について、3月上旬、組合員・賛助会員の皆様を対象に配布させていただきます。皆様におかれましては写真撮影等ご協力を頂き、大変ありがとうございました。

本誌は2018年に発行された70周年特別記念号以来、6年ぶりの発行となります。過去にも特別号は発行されましたが、作成にあたり写真撮影や校正などで各職場に協力を仰がなければならぬことや印刷費などの費用負担が大きいこともあり、組合員と担当役員の負担軽減及び市職労の財政体制見直しのため、近年は発行を見合わせていました。

近年のコロナ禍により組合員同士の交流機会が減少したことや長らく続いたマスク生活を理由に、特に若年層を中心に組合員同士の顔がわからず困っているという声が多数寄せられていました。こうした声を受け、全職員の顔と名前が掲載された本誌を作成することがこれらの問題解決に寄与すると考え、このたび最新号を発行する運びとなりました。本誌を組合員の皆さんに活用頂き、少しでも心理的障壁を埋めることで組合員同士の親睦を図るとともに日常業務円滑化の一助とすることを目的に発行しています。

また、今回は誌名も新しい名前となり生まれ変わります。どのような名前なのか、こういった意図が込められているかについては誌面にて説明がありますので実際にお手にとってご確認ください。

岸まきこ

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan
参議院議員(自治労組織内議員)

自治労の政策要求を 実現しよう！

声を力に、
とともに 一歩前へ



岸まきこ 公式サイト
kishimakiko.com/
岸まきこ 検索

自治労は、第27回参議院選挙の全国比例区に「岸まきこ」現参議院議員の擁立を決定しました。

岸まきこ (岸真紀子) プロフィール
1976年北海道岩見沢市(旧栗沢町)生まれ。94年旧栗沢町役場入職(現岩見沢市)。2013年から自治労中央執行委員。19年第25回参院選(全国比例区)で初当選。現職に至る。